

令和4年(行ウ)第22号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 江本 浩二外

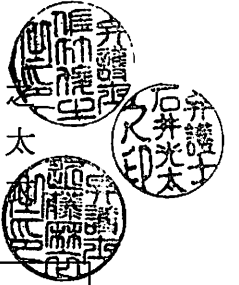
被告 沼津市長 頼重秀一

証拠説明書(7)

令和6年6月23日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐竹 俊
同 弁護士 石井 光太
同 弁護士 近藤 麻



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲42	沼津市清掃プラント基幹 改良事業説明会(第1回)	平成11年 5月16日	沼津市	現焼却システムのプラン ト基幹改良事業の説明会 の際に、沼津市も、覚書 の件について承知してい る、(次の建設予定地の 取得について)基本計画 を進める中で進めてきた と述べている事実。
甲43	沼津市清掃プラント基幹 改良事業説明会(第2回)	平成11年 6月24日	沼津市	平成元年当時、一般廃棄 物の基本計画策定時に、 他への移転を画策した経 緯があると、沼津市クリ ーンセンター所長が語っ ている事実。
甲44	ごみ処理施設の移転計画 について	平成21年 2月5日	沼津市長	沼津市長が清水町長に出 した、「現施設周辺の皆 様と意見交換する中でご 理解を得て、現施設に隣 接する旧し尿処理施設の 跡地に移転する計画であ ること、住民の理解を得

				られるように協力を依頼したいとする文章の存在。
甲45	沼津市ごみ処理施設の移転計画について	平成21年 2月12日	清水町長	旧し尿処理施設跡地（一ノ洞）に移転する計画につき、昭和49年11月13日付け沼生衛第136号並びに同年同月14日付け当時の井出市長と当町外原区との覚書文章があることから、地元の意向に十分配慮し、慎重な対応を取られるよう依頼した回答書の存在
甲46	沼津市ごみ焼却場の将来計画について沼津市長様から清水町長宛てに回答した件について(お問い合わせ)	平成21年 2月16日	清水町外原区長 渡辺光	覚書、将来計画の再確認を求めた質問状
甲47	沼津市ごみ処理施設の移転計画並びに貴町外原区長の再問合せについて	平成21年 3月12日	沼津市長	外原区区長からの問合せに対して直接回答せず、清水町長を通して回答するなど、直接外原区住民を相手にする姿勢がないことを示しながら、他方、焼却施設の建設に際して、当時の市長と約束事があることを認識し、かつ地元の皆様の意向を反映した施設計画を策定したいと述べている事実。

甲 4 8	第 3 回沼津市新中間処理施設(焼却場等)整備に伴う外原区との意見交換会開催概要	平成 22 年 5 月 27 日	沼津市又は清水町	沼津市関野課長からの、新施設建設用地選定の経緯の説明と、同氏が平成 20 年の選定調査は、書類調査でしかないことを報告した事実。
甲 4 9	沼津市新中間処理施設(焼却場等)整備に伴う外原区との意見交換会議事録	平成 23 年 5 月 30 日	沼津市又は清水町	沼津市関野ごみ対策課長からの、新中間処理施設(焼却場)検討資料(リスト)の説明と、口頭での検討項目として 4 つの項目で行ったことを報告した事実。その 4 つは、①面積土地②収集効率③防災面④関連施設との接着性、という項目にすぎず、それにより、対象地を割り出したこと、そこには生活環境保全や覚書など住民反応の検討項目が欠落していた事実。
甲 5 0	新中間処理施設(焼却場等)候補地検討資料	平成 20 年	沼津市	前記意見交換会で沼津市より提出された資料 28 カ所の候補地とその内容、書類審査(利用の可否)が形式的なものにすぎないこと
甲 5 1	整備候補地選定の考え方(平成 20 年度資料)	平成 20 年	沼津市	選定のための検討項目につき、車両通行以外に生活環境の破壊の程度、その地区の歴史、住民反応(覚書の存在)などの検討項目が入っておらず、さらに検討過程も不明で、書面審査用の極めて

				不十分な選定経過であった事実
甲 5 2	沼津市新中間処理施設 (焼却場等)整備に伴う外 原区との意見交換会発言 録	平成 22 年 10 月 19 日	清水町	清水町町長のこの問題への認識と外原区住民の意向、市の約束事は信用できないとする発言。
甲 5 3	沼津市新中間処理施設 (焼却場等)整備に伴う外 原区との意見交換会発言 要旨	平成 23 年 3 月 29 日	沼津市又 は清水町	沼津市副市長の謝罪と資料提出、再検討の約束、清水町町長と外原区住民の移設を求める声
甲 5 4	沼津市新中間処理施設整備に係る候補地選定に関する経緯の文書での回答について (案)	平成 25 年 9 月	沼津市長 栗原裕康	沼津市長が清水町長に対して、候補地選定に関する経緯の説明をした文章を送った事実
甲 5 5	新ごみ処理施設基本計画書(抄)	平成 29 年 3 月	伊豆市伊豆の国市 廃棄物処理施設組合	両市の事務組合が新ごみ処理施設基本計画を定めるにあたり、平成 25 年 10 月～26 年 3 月にかけて、処理施設建設候補地の公募を行い、4 築 5 カ所が応募した事実
甲 5 6	富士市新環境クリーンセンター施設整備基本計画(抄)	平成 25 年 1 月	富士市環境部廃棄物対策課	クリーンセンター建設候補地(4 か所)の詳細な候補地選定内容。土地の評価および条件において、優位テナント問題点を整理し、用地取得性においては、取得済み%や要買収部分の地権者数まで

			で調査。周辺環境への影響について植生なども調べ、1 Km 圏内の土地利用状況や定住人口、最短直線距離、最終的なコスト比較まで調べて、建設予定地を決定している事実
--	--	--	--